

2023年5月15日

日本聖公会東北教区諸教会・幼保園・信徒・関係各位

日本聖公会東北教区十和田湖畔施設活用グループ

## 「十和田湖畔ヴァイアルクラブ」メンバー募集

主の平和が皆さんと共にありますように。

2021年10月23日、ヴァイアル山荘改築工事が竣工し落成式を挙げて、当時103年の歴史を持つヴァイアル山荘はリニューアルされました。翌年5月7日開所式を行い、新たな宣教活動がスタートいたしました。

私たちは、十和田湖畔に静かに立っている山荘が、多くの方がストレスを抱えている社会に開かれ、休息の場として活かされて身体と心を優しく癒やす「場所」としての東北教区施設になることを願っております。

ヴァイアル山荘は、私たちに与えられている神の特別な恵みであると覚え、その祝福を絶やすことなく後世に維持・継続することは、私たちの果たすべき務めであると思います。この度、その目的を達成していくために、「十和田湖畔ヴァイアルクラブ」を設立し、メンバーを募集いたします。皆様のご協力ご支援を何卒お願い致します。

### 記

#### 1. メンバー及び会費

・個人メンバー 年間 2,000円 ・団体メンバー 年間 20,000円

#### 2. 特典

- ・個人メンバーは、年に1回日帰りまたは宿泊いずれかを無料で利用できます。(上限1泊2日)
- ・団体メンバーは、年に1回その団体メンバーが主催する集まりに参加する場合に限り、参加人数分の日帰り利用は無料、または宿泊を半額で利用できます。(上限1泊2日)

#### 3. メンバー申込み先

下記申込み書に必要事項を記入の上、FAXもしくはメールにてお申し込みください。

「十和田湖畔施設活用グループ」(東北教区教区事務所気付)

Tel : 022-223-2349 Fax : 022-223-2387 Eメール : towada.viall@nssk-tohoku.com

#### 4. 会費納入先

会費は郵便振替で下記の口座へご送金ください。尚、送金手数料は各自でご負担ください。

|   |
|---|
| ゆうちょ銀行 郵便振替口座番号 02230-1-128968<br>口座名 東北教区十和田湖畔施設活用グループ |
|---|

---

### 「十和田湖畔ヴァイアルクラブ」メンバー申込み書

- ・ メンバー種別 1. 個人メンバー 2. 団体メンバー \*どちらかに○印をつけてください。
- ・ 氏名もしくは団体名
- ・ 連絡先 (住所、電話番号)
- ・ 申込み年月日 西暦 年 月 日

# 日本聖公会東北教区

## 「十和田湖畔ヴァイアルクラブ」規約

### (目的)

第1条 この規約は、日本聖公会東北教区十和田湖畔施設活用グループ（以下「活用グループ」という）が設置する「十和田湖畔ヴァイアルクラブ」（以下「クラブ」という）について必要な事項を定め、ヴァイアル山荘（以下「山荘」という）の円滑な運営を計り、山荘を次世代まで維持・継続することを目的とする。

### (メンバー)

第2条 メンバーは、クラブの目的に賛同し、山荘の円滑な運営と事業に協力する。  
2. メンバーには、個人メンバーと団体メンバーをおく。

### (加入)

第3条 メンバーは、活用グループが定める所定の手続きを経て加入するものとする。

### (特典)

第4条 メンバーの特典は、以下に定める通りとする。  
・個人メンバーは、年に1回日帰りまたは宿泊いずれかを無料で利用できる。  
(上限1泊2日)  
・団体メンバーは、年に1回その団体メンバーが主催する集まりに参加する場  
合に限り、参加人数分の日帰り利用は無料、または宿泊を半額で利用できる。  
(上限1泊2日)

### (会費)

第5条 メンバーは、年会費を納入するものとする。(年度は、1月から12月まで)  
2. 年会費はメンバーの種別ごとに、以下に定める通りとする。  
・個人メンバー 年間 2,000円  
・団体メンバー 年間 20,000円

### (会費の使途)

第6条 第5条の会費は、山荘に係る諸経費と山荘及び周辺の保全・安全対策に使用する。

### (退会)

第7条 メンバーが退会しようとするときは、あらかじめ活用グループに届出て退会するものとする。年度の途中で退会することがあっても年会費は返金しない。

### (改廃)

第8条 本規約の改廃は、活用グループで決定する。

### 附則

この規約は、2023（令和5）年4月1日より施行する。